

50歳以上の方へ

令和6年4月～

带状疱疹予防接種費用を助成します！

带状疱疹とは？

子どものときに感染する水ぼうそうのウイルスが原因で、治ったあともウイルスが体内に潜伏し、加齢、疲労やストレスなど免疫力低下によって带状疱疹を発症します。（50歳代から発症率は高くなり、80歳までには約3人に1の方が発症すると言われています）発症すると、体の左右どちらかの神経に沿って、痛みを伴う赤い斑点と水ぶくれが帯状に生じます。50歳以上の約2割は長い間痛みが残る『带状疱疹後神経痛（PHN）』になる可能性があります。

- 対象者：接種日に津奈木町に住民登録がある50歳以上の人
- 接種対象期間：令和6年4月1日以降接種分
- 対象医療機関：带状疱疹予防接種を実施している医療機関であれば、全国どこでも接種可能です。実施医療機関については、各医療機関へお尋ねください。
- 助成回数・上限額について

	乾燥弱毒生水痘ワクチン 【生ワクチン】	乾燥組換え带状疱疹ワクチン 【不活化ワクチン】
助成回数	1回	2回
接種費用	1回あたり8,000円～1万円程度	1回あたり2万～2万5,000円程度
助成 上限額	予防接種に要した費用の <u>2分の1以内の額</u> 【上限額：5,000円】	予防接種に要した費用の <u>2分の1以内の額</u> 【上限額：1回あたり10,000円】

※インフルエンザのように毎年助成するものではありません。生涯に1度限りです。

- 申請期限：予防接種を受けた日から起算して1年以内。

●助成の受け方

1. 医療機関へ予約し接種を受ける。
2. 接種費用を全額支払い、領収書・明細書（予診票の写し等）を受け取る。
3. ほけん福祉課福祉班へ申請書を提出（申請書は役場窓口に設置しています）
※申請に必要なもの：領収書・明細書（予診票の写し等）・振込口座が分かるもの
（通帳・キャッシュカード等）
4. 町から決定（却下）通知書を送付
5. 指定口座へ振り込み



【お問い合わせ先】
津奈木町ほけん福祉課 福祉班
予防接種担当
TEL0966-78-5555（直通）